

どうなっているの？

生協の農薬表示

生協の宅配ウェブカタログにおける農薬等の表示に関する調査レポート

“ネオニコフリー”に取り組む生協は？



公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト



オーガニックへの関心は年々高まっていますが、そもそも「オーガニック」とは何を指すのでしょうか。「有機 JAS」や「特別栽培」など、農薬や化学肥料に関する表示の基本的な知識から、まず一緒に学びませんか。

では、有機農産物はどこで購入できるのでしょうか。最近はスーパーでの取り扱いも増えてきましたが、信頼できる農家から直接買いたいと考える人も少なくありません。こうした消費者と生産者を結ぶ仕組みのひとつが、生活協同組合（生協）の宅配サービスです。各生協は独自の安全基準を設けるなど、消費者が安心して食べられる食品を確保するため、生産者とともに取り組んできました。

本レポートでは、農薬や化学肥料の削減に関する各生協の取り組みが、宅配サービスのウェブカタログ上でどのように表示されているのかを比較調査します。あわせて、オーガニックや「ネオニコフリー」に取り組む生協へのインタビューを通じ、その経緯や工夫、そして直面する課題についてもご紹介します。

CONTENTS

01. 農薬や有機農業の基礎知識	1
02. 生協宅配ウェブカタログの表示	4
03. ネオニコフリーへの取り組み	8

01

農薬の種類や有機農業の制度的な枠組みを知ろう

農薬や有機農業の基礎知識

有機栽培？ 無農薬？ 農薬使用と生産物の表示

農産物に農薬が使われているかどうかを消費者が見分ける方法は、販売されている農産物の表示に頼るしかありません。たとえばスーパーで売られている野菜には、使用農薬名までは表示されていないことがほとんどです。農薬使用に関する表示について法律で定められているのは、「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく「有機 JAS」表示で、この表示の農産物は農薬不使用になります。他に、農産物の使用農薬低減を生産者・流通者・販売者の自主的な管理によって保証する「特別栽培農産物」があります。後者は、農水省の通知する「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく生産方法が自主管理されています。「有機」や「無農薬」「減農薬」といった表現を、上記2種のルールが定める栽培方法に準拠せずに生産物に表示することは禁止されています。（注1）

■ 農薬とは何か

農薬とは、その製品登録に関する法律である「農薬取締法」によって以下のように定義されています。

農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤

同法により、農薬はその有効性や安全性が事前に審査され、対象農作物、防除する病害虫の種類、使用量、使用時期などが定められたうえで農林水産大臣の登録を受けます。農薬として一般的にイメージする化学合成物質のほか、害虫や菌を防除するために用いる天敵生物（例：ハダニ防除にチリカブリダニ）なども農薬と定義されます。農業で用いる農薬は、この制度によって審査・登録されたものしか使えません。

2024年までに登録された農薬の数は24,860件、そのうち現在でも使用されている有効登録件数は4,059件、出荷量は202,083tとなっています（注2）。

対象	農作物（コメ、野菜、花卉、樹木など）
目的	農作物の生育を阻害する病気や虫、雑草を取り除くため
方法	薬剤の有効成分を用いる、天敵生物を用いる
形状	粉剤、粒剤、水和剤、乳剤など

農薬の主な種類と全体に占める割合

● 殺虫剤	作物を害する昆虫やダニ、線虫類を殺す（約25%）
● 殺菌剤	作物を害する病原菌やウイルスを殺す（約21%）
● 殺虫殺菌剤	殺虫剤と殺菌剤を混合したもの（約8%）
● 除草剤	作物の成長や収量に悪影響を与える他の植物を排除する（約38%）
● 植物成長調整剤	植物の成長に作用して種をなくしたり収量を増やしたりする（約2%）
● その他	（約5%）

「農薬を使わない」（有機 JAS）、または「農薬の使用を低減した」（特別栽培）表示がある農産物における「農薬」とは、化学合成農薬を指します。化学合成とは、後に説明する「特別栽培に係るガイドライン」（農林水産省）で以下のように定義されます。

化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう

本稿での「農薬」も、この定義でいう化学合成農薬を指すものとします。

Column 農薬再評価

2018年の農薬取締法改正に伴い、登録農薬の安全性などについて、最新の研究成果を反映した15年ごとの見直しが実施されることになりました。これまでに登録された農薬についても、現在再評価が行なわれています。再評価の実施状況は農林水産省のウェブサイトで確認することができます。

農林水産省「農薬の再評価」(<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/saihyoka/>)

農林水産省「再評価の審査の実施状況」(<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/saihyoka/plan.html>)

農業・農産物の制度的な枠組み

農薬の不使用や使用量低減をめざす農業の位置づけについて、農林水産省の図解に沿って説明します。

農業全体における有機農産物

一番外側の枠は「農業全体」とあります。国内で有機農産物が生産されている耕地面積は3.45万ha（うち有機JAS認証取得生産地は2.18万ha）で、国内の耕地全体（429.70万ha）に占める割合はわずか0.8%にすぎません。国内の農産物総生産量に占める有機JAS生産物の割合は、野菜では0.43%、コメでは0.12%となっています。市場に出回っている野菜やコメのほとんどは、何らかの農薬が使用されていると考えてよいでしょう。このように「農業全体」の大半を占める「農薬・化学肥料を使用する農法」は、有機栽培と対比して「慣行栽培」「慣行農法」と呼ばれます（注3）。



参照)「有機農業をめぐる事情」(令和7年6月 農林水産省農産局農業環境対策課)

環境保全型農業

その内側、黄色で示される枠組は「環境保全型農業」とされています。これは農水省による農業者団体への支援制度の枠組みの名称で、内実としては、地域ぐるみで「化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組」に加え、地球温暖化防止（堆肥や緑肥の施用など）や生物多様性保全（化学肥料・化学合成農薬不使用、総合的病害虫管理など）に効果のある農法を実施する団体に対して交付金を支払う制度です。

2007年から「農地・水・環境保全向上対策」の支払い制度として始まり、その後何度かの要件変更を経て、今後は「みどり認定」認定農業者が環境負荷低減を実施する活動への支払いに改定される予定です（2027年度開始目標）（注4）。

特別栽培農産物

水色の枠で示されている区分は「特別栽培農産物」です。農水省の定義では「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産すること」という原則に基づき、「環境保全型農業」の要件と同様に「化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減」した農産物が該当します。

何に対して5割の削減とするかは、「その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行なわれている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）」に比べて、「節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下」と定義されています。農薬では回数、肥料では成分量という異なる指標が用いられていることに注意してください。

農産物の生産管理は確認責任者（農協や生産組合など）が行ない、生産者が提出する栽培管理記録（使用した農薬や肥料を記録する帳面）を確認・保管します。このような生産管理のもとに栽培された農産物であることを示すラベルとして、「特別栽培農産物」の表示が許可されます。使用した農薬の名称と用途、回数も表示しなければなりません（注5）。

有機農業

最後に、赤い点線で囲まれた区分が「有機農業」になります。有機農業の定義は2006年に制定された「有機農業推進法」の記載では右記3点を満たす農業生産の方法を用いて行なわれる農業とされます。

有機農業の定義

- 1) 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- 2) 遺伝子組換え技術を利用しない
- 3) 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する



▲有機JASマーク

このうち、包装や売り場、カタログに「有機栽培」「オーガニック」などの語を表示できるのは、「有機JAS」認証を受けた農産物に限定されます。有機JAS認証は単なる化学合成農薬・肥料の不使用だけではなく、圃場の周囲から農薬の飛散がないように防止措置が施されていることや、2年以上化学合成農薬・肥料が施用されていない土壌への植え付けが行なわれていること、組換えDNA技術の利用や放射線照射が行なわれていないといった要件が付与されており、生産が正しく行なわれることが第三者機関によって認証されていることが必要です。

農薬不使用に切り替えたばかりの土壌で栽培する作物や、農薬は使っていないが化学肥料は施用している作物などは、有機JASにおける「有機栽培」には該当しませんが、「農薬不使用」農産物として、広義では有機農産物のカテゴリーとして販売することができます。生協によっては、このような作物について、独自のカテゴリーを設けてその栽培情報を開示している場合があります（注6）。

これから農業・食料の方向性

環境と調和した農業のあり方には、自然環境の保全、環境負荷低減、持続可能な生産、CO₂ の削減など、目的を異にする主題が次々に追加され、さまざまな法律が入り組んだ状態で現在に至っています。

みどりの食料システム戦略

2021年にまとめられた「みどりの食料システム戦略」は、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立」をめざすとして、その解決を「イノベーション」によって図るものとしており、「2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大する」という目標も掲げられています（注7）。

みどりの食料システム法

この戦略に基づいて、2022年には「みどりの食料システム法」が施行され、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む特定区域（モデル地区）の策定や、環境負荷低減事業を行なう農業者（みどり認定）の認定、環境負荷低減に資する技術や資材・機械の認定と、それらを導入する農業者へのインセンティブ付与などを行なっています。モデル地区には、「有機農業」、「温室効果ガス排出量の削減」、「先端的な技術の活用」の3種があり、そのうち有機農業のモデル地区認定をめざす自治体に対しては、有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）として支援予算が計上されています（注8）。

食料・農業・農村基本計画

2024年には食料生産の方向性を定める「食料・農業・農村基本法」が改正され、それに基づく「食料・農業・農村基本計画」が2025年4月に閣議決定されました。同法の目標の一つである「環境と調和のとれた食料システムの確立」として、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業の推進も言及されています。この基本計画は、5年単位に更新するものとしています（注9）。

Column さまざまな認証制度と表示

先に示した制度的枠組みの他にも、さまざまな認証制度や表示が併存しています。そのうちの一部を紹介します。

●エコファーマーマーク

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県が導入指針を定め、その指針に適合する農業者を認定するもの。同法の廃止に伴い、新規認定が廃止されました。現在は移行期間として、認定期間終了までは認定者の生産物にエコファーマーマークを使用できます。

（参照：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubara/mainp.html）



●JGAP認証、ASIAGAP認証マーク

GAPとはGood Agricultural Practicesの頭文字を取ったものであり、農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組みのことを指し、農場の衛生や生産者の労働環境に関する認証となっています。民間の日本GAP協会が認証業務を管理しています。（参照：<https://jgap.jp/gap/>）

●みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

2022年に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、2023年から各都道府県による農林漁業者の計画認定（みどり認定）が始まりました。環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を都道府県が認定し、認定された農業者には設備投資の際の税制優遇、有機転換推進事業への補助金支払いなど、国によるさまざまな支援メニューが用意されています。環境負荷を低減した農産物として、自治体（旧エコファーマー）や農水省（みえるらべる）の認定を受けたラベルを添付することができます。

（参照：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>、農林水産省「見つけて！農産物の環境負荷低減の取組の見える化」https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html）



【脚注】

- (注1) 農林水産省「有機食品の検査認証制度」(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)
農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html)
- (注2) 「農薬取締法」(https://www.maff.go.jp/nouyaku/n_kaisei/)
独立行政法人農林水産消費安全技術センター「農薬の登録審査」(<https://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>)、
農林水産省「農薬の生産・出荷量の推移（平成元～令和6農薬年度）」(https://www.maff.go.jp/nouyaku/n_info/)
- (注3) いずれも数字は2023年。
典拠は農林水産省「有機農業をめぐる事情（令和7年10月版）」(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>)
「作物統計調査」(<https://www.maff.go.jp/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html>)
- (注4) 農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金について（令和7年8月）」(https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubara/mainp.html)
- (注5) 農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正）」(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html)
- (注6) 農林水産省「有機農業関連情報」(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>)
- (注7) 農林水産省「みどりの食料システム戦略」(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#about>)
- (注8) 農林水産省「みどりの食料システム法」(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>)
農林水産省「オーガニックビレッジのページ」(https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html)
- (注9) 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」(https://www.maff.go.jp/keikaku/k_aratana/)

02

農薬・化学肥料の使用状況をマークで表す取り組みを知ろう

生協宅配ウェブカタログの表示

有機農産物や環境に配慮して作られた農産物は、暮らしの中でどのように入手できるでしょうか。安心・安全な食を求めて、生活協同組合（生協）の宅配サービスを利用している人も多いかもしれません。

生協の中には、独自の安全基準を設けたり、生産者との「顔の見える関係」を重視したりしながら、安全な食を育ててきたところがあります。一方で、有機 JAS 認証の取得は小規模生産者にとって容易ではなく、認証がなくても農薬や化学肥料を使わずに生産する事例も見られます。こうした農産物について、生協はどのような情報を消費者に伝えているのでしょうか。

宅配を行なう全国の生協を対象に、ウェブカタログにおける農薬・化学肥料使用状況の表示を調べました。

【調査の概要】

本調査では、日本生活協同組合連合会のウェブサイト（「お近くの生協」：<https://jccu.coop/coopmap/>）に掲載されている生協のうち、食材・食品の宅配サービスを提供し、ウェブサイトが確認できた 116 生協を対象とした。各生協サイトを調査し、宅配カタログの閲覧可否および表示方法に関する説明の有無を確認した結果、非組合員でもウェブ上でカタログを閲覧できる、または表示方法の説明が確認できた生協は 100 件あった（2026 年 1 月最終確認）。以降では、この 100 生協について、宅配ウェブカタログにおける農薬・化学肥料使用状況の表示方法を整理する。表示マークの例は各生協のウェブサイトから転載した。生協はネットワークや連合会単位で商品やカタログを共有している場合があるため、結果はネットワーク・連合会ごとにまとめる。

なお、農薬使用状況の他に、残留農薬等の定期調査を「産直」商品の定義として明示している生協については「産直」マークも取り上げる。また、農産物は原則的に農薬不使用商品を扱うとしている生協も見られたが、表示マークとして表現していない場合は本調査では網羅できていない。

詳細および各生協サイトの出典一覧は、アクト・ビヨンド・トラストのウェブサイトに掲載する。

<https://www.actbeyondtrust.org/neonico-ref-aim/21897/>



グリーンコープ生活協同組合連合会

- グリーンコープしづまる生活協同組合
- グリーンコープ生活協同組合ひろしま
- グリーンコープやまぐち生活協同組合
- グリーンコープ生活協同組合さが
- グリーンコープ生活協同組合くまもと
- グリーンコープ生活協同組合おおさか
- グリーンコープ生活協同組合とっとり
- グリーンコープかごしま生活協同組合
- グリーンコープ生活協同組合長崎
- グリーンコープ生活協同組合みやざき
- グリーンコープ生活協同組合おかやま
- グリーンコープ生活協同組合島根
- グリーンコープ生活協同組合ふくおか
- グリーンコープ生活協同組合おおいた



ネオニコチノイド系農薬を使用せずに栽培



ネオニコフリーに向けて取り組んでいるが、削減中のため使用された商品が届く場合あり（50%以上がネオニコ不使用）

野菜・果物 ※有機 JAS 認証の併記あり

化学合成農薬 3 年以上不使用、
 化学肥料 3 年以上不使用

化学合成農薬・化学肥料ともに慣行栽培より少ないが半分以上使用

化学合成農薬 3 年以上不使用、
化学肥料を補助的に使用

化学合成農薬 3 年未満不使用、
化学肥料を補助的に使用

化学合成農薬慣行栽培の半分以下、
化学肥料を補助的に使用

米（赤とんぼ米）

有機栽培 有機栽培で JAS 法による結城の認定を受けた米

農業 不使用 農業 不使用

農業 最低減 種子消毒には化学合成農薬不使用、収穫までの化学合成農薬成分数は 4 剤以内

農業 低減 種子消毒から収穫までの化学合成農薬成分数は 10 剂以内

Column ネオニコチノイド系農薬問題とは？

1990 年代から市場に出回り始め、現在世界でもっとも広く使われている殺虫剤のネオニコチノイド系農薬。ニコチンによく似た成分で標的害虫の神経伝達を阻害する作用があり、高い浸透性や残効性も特徴とされます。近年は研究が急速に進み、世界の科学者コミュニティからは、生態系と生物多様性全体を脅かすことへの警鐘が鳴らされ、ヒトの母体から胎児への移行や発達神経毒性を示す研究成果も蓄積されつつあります。

「ネオニコ」の使用状況に限定した表示マークを有する生協もあり、消費者や組合員の関心が高いことがわかります。



詳しくは、アクト・ビヨンド・トラストの「ネオニコチノイド系農薬問題解説資料・データ集」をご覧ください。

https://www.actbeyondtrust.org/neonico_reference/

コープきんき事業連合

- 生活協同組合コープしが
有機 JAS 認証、農水省ガイドラインに伴う特別栽培農産物
- 生活協同組合おおさかパルコープ ● 大阪よどがわ市民生活協同組合
有機 JAS 認証、都道府県による認証の特別栽培農産物
- わかやま市民生活協同組合 ● 市民生活協働組合ならコープ
有機 JAS 認証、農水省ガイドラインに伴う特別栽培農産物



コープ安心野菜・安心果物：栽培仕様が明らかで化学合成農薬と化学肥料が慣行栽培の5割以下（果物は7割以下）で栽培



ハート栽培マーク：化学合成農薬・肥料ともに慣行栽培より3割以上減らしたもの（上記の認証を受けない5割減・不使用も含む）

生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合

- 生活協同組合コープかがわ ● こうち生活協同組合 ● 生活協同組合とくしま生協 ● 生活協同組合コープえひめ
有機 JAS 認証、特別栽培
- 生活協同組合おかやまコープ
有機 JAS 認証

コープ九州事業連合

- エフコープ生活協同組合 ● コープさが生活協同組合 ● 生活協同組合ララコープ ● 生活協同組合コープおおいた
- 生協くまもと ● 生活協同組合コープかごしま

野菜・果物・米 ※独自の産直基準を満たす産直マークに、農薬削減割合を星の数で表記



化学合成農薬を使用しない



削減割合 5割以上



削減割合 3割以上



削減割合 3割未満

- 生活協同組合コープみやざき

有機農産物：化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壤改良剤を使わないで3年以上経過し、堆肥等（有機質肥料）による土づくりを行った農場において収穫された農産物

特別栽培農産物：農薬又は化学肥料を全く使わないもの、あるいは一定程度削減された農産物

コープ自然派事業連合

- 生活協同組合コープ自然派京都 ● 生活協同組合コープ自然派奈良 ● コープ自然派おおさか
- 生活協同組合コープ自然派兵庫 ● 生活協同組合コープ自然派しづく

有機 JAS 認証



圃場（ほじょう・田畠）において栽培期間中（播種～収穫）、
化学合成農薬を散布せずにつくられた農産物



コープ自然派が定めた優先排除農薬・問題農薬を排除し、
なおかつ除草剤や土壤くん蒸剤を排除した農産物



ネオニコチノイド系農薬およびフィプロニルを使用せずに
つくられた農産物



主な産地（生産者）で、ネオニコ削減の取組が確認でき
る農産物（※ネオニコ使用のものが届く場合あり）



生産者と組合員が「田んぼに棲む生きものを調べる取り
組み」を行っているお米

生活協働組合連合会コープ北陸事業連合

- 福井県民生活協同組合
有機 JAS 認証

コープデリ生活協同組合連合会

- とちぎコープ生活協同組合 ● いばらきコープ生活協同組合 ● 生活協同組合コープぐんま ● 生活協同組合コープみらい
- 生活協同組合コープながの ● 生活協同組合コープデリにいがた



グリーン・プログラム有機栽培：化学合成農薬・肥料を原則として使用せずに栽培（有機 JAS 認定取得）

グリーン・プログラム特別栽培：農林水産省のガイドラインに基づき、節減対象農薬と化学肥料（窒素成分）を慣行栽培の半分以下で栽培

コープ東北サンネット事業連合

● 生活協同組合コープあおもり

有機栽培農産物：化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壌改良剤を使わないで3年以上経過し、堆肥等による土作りを行った畑で、栽培期間中も認められた農薬・化学肥料以外を使用せず栽培された農産物

特別栽培農産物：節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量について、どちらも慣行の1/2以下で栽培された農産物

産直：①産直基本協定書（産直協定書）、②ここの作物の肥培管理カードを提出していること、③農薬取締法に定める農薬資料基準に基づき適切な管理をしていること、④農薬のモニタリング検査の実施に関する同意書を提出していること

● みやぎ生活協同組合

有機栽培農産物、特別栽培農産物

 産直「めぐみ野」野菜：産地と生産者、生産方法と手段が明確であること、メンバーと生産者の交流がされていることに加え、使用する農薬については「産直野菜栽培ガイドブック」に基づく栽培計画の登録、「めぐみ野品カード」の提出を義務付け、生産者が「食品の安全」「環境保全」「労働安全」を目指す「安心くん（みやぎ生協版 品質保証システム）」に取り組む

● 生活協同組合共立社 ● コープふくしま ● 生活協同組合コープあいづ

有機栽培農産物、特別栽培農産物

生協ネットワーク 21

● 常総生活協同組合

無農薬：栽培期間中に生産者が農薬を散布していない

● なのはな生協協同組合

有機JAS認証、無農薬・減農薬を表示（※除草剤はすべて不使用）

● 自然派くらぶ生活協同組合

有機JAS認証

 化学合成農薬無散布・無化学肥料の農産物



特別栽培または化学合成農薬・化学肥料をおおむね5割以上削減して栽培された農産物

 化学合成農薬・化学肥料のどちらかをおおむね5割以上削減して栽培された農産物



農薬「ネオニコチノイド」を使わずに栽培する選別農薬農法（他のマークに併記）

● 生活協同組合ナチュラルコープヨコハマ

有機JAS認証

 農薬・化学肥料不使用



農薬使用・化学肥料不使用



農薬不使用・化学肥料使用



農薬・化学肥料使用

※マークなしは、農薬、化学肥料のいずれか、もしくは両方を、慣行栽培の半分以上使用。
除草剤は原則として不使用。土壤消毒剤と環境ホルモン農薬は一切使用していない。



ネオニコチノイド系農薬不使用

● 生活協同組合あいコープみやぎ

有機JAS認証、特別栽培農産物

 化学合成農薬（有機JAS適合資材を除く）および化学肥料を使わずに栽培された農産物



化学肥料（窒素）を各都道府県で定められた慣行基準の1/2以下に削減し、あいコープが定める「削減対象農薬」も不使用で栽培された農産物

防除11/22 栽培期間中に使用される予定の農薬の延べ成分回数を表示：（産地での防除予定期数）/（栽培都道府県の慣行栽培基準回数）

● よつ葉生活協同組合

 JAS法で認められた有機栽培農産物（転換期間中も含む）



栽培期間中化学合成農薬不使用農産物（化学肥料は当地比5割以上減）



栽培期間中種子消毒剤のみ使用して栽培した農産物（化学肥料は当地比5割以上減）

 栽培期間中化学合成農薬・化学肥料使用を当地比5割以上減らした農産物、またはそれに相当するもの



ネオニコチノイド系農薬を使用せず栽培された農産物

● 東都生活協同組合

有機JAS認証

 有機JAS認証を受けた農産物、または化学合成農薬や化学肥料を使用せずに栽培した産直農産物



化学合成農薬、または化学肥料をおおむね50%以上削減して栽培された産直農産物

 化学合成農薬、または化学肥料をおおむね30%以上削減して栽培された産直農産物

東海コープ事業連合

- 生活協同組合コープあいち
- 生活協同組合コープぎふ
- 生活協同組合コープみえ



栽培自慢：地域環境、安全性に配慮して生産管理を行なう生産者が栽培する、農薬使用を減らした（こだわった栽培）農産物、おいしさを追求した農産物。栽培状況の計画や記録をもとに点検を行い、会員生協と東海コープのメンバーで構成する認証委員会の認証を受けた商品。

「こだわった栽培」とは、①有機農産物、②特別栽培農産物、③東海コープ自主基準東海コープ自主基準（化学合成農薬および化成肥料について、一般栽培レベルに対して3割以上節減された農産物）のいずれかを満たす農産物。

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----------------------|
| ● 生活クラブ生活協同組合北海道 | ● 生活クラブ生活協同組合青森 | ● 生活クラブ生活協同組合岩手 |
| ● 生活クラブやまがた生活協同組合 | ● 生活クラブふくしま生活協同組合 | ● 生活クラブ生活協同組合栃木 |
| ● 生活クラブ生活協同組合茨城 | ● 生活クラブ生活協同組合群馬 | ● 生活クラブ生活協同組合埼玉 |
| ● 生活クラブ生活協同組合千葉 | ● 生活クラブ生活協同組合東京 | ● 生活クラブ生活協同組合神奈川 |
| ● 福祉クラブ生活協同組合 | ● 生活クラブ生活協同組合山梨 | ● 生活クラブ生活協同組合長野 |
| ● 生活クラブ生活協同組合静岡 | ● 生活クラブ生活協同組合愛知 | ● 生活クラブ生活協同組合滋賀 |
| ● 生活クラブ生活協同組合奈良 | ● 生活クラブ生活協同組合大阪 | ● 生活クラブ生活協同組合京都エル・コープ |
| ● 生活協同組合エスコープ大阪 | ● 生活クラブ生活協同組合都市生活 | |



あっぱれ育ち：栽培期間中、化学合成農薬と化学肥料を使用しない



はればれ育ち：栽培期間中、化学合成農薬ができるだけ使わない



たぐいまれ野菜：独自性の高い野菜や地域特有の野菜

※取り扱う野菜はすべて「アースメイド野菜」とよび、安全・環境・鮮度・産地に関する独自基準を満たす
※米については栽培期間中無農薬・無化学肥料栽培の「とことん共生米」の表記あり

生活協働組合連合会アイチョイス

- | | | |
|-------------|---------------|------------------|
| ● あいち生活協同組合 | ● 一宮生活協同組合 | ● 生活協同組合アイチョイス岐阜 |
| 有機 JAS 認証 | 化学合成農薬を使わずに栽培 | 有機認証団体によって認証 |
| | | 農薬不使用の農産品 |
| | | 農薬を削減している農産物 |
| | | ネオニコチノイド系農薬不使用 |

パルシステム生活協同組合連合会

- | | | |
|-------------------|--------------------|----------------------|
| ● 生活協同組合パルシステム福島 | ● 生活協同組合パルシステム茨城栃木 | ● 生活協同組合パルシステム群馬 |
| ● 生活協同組合パルシステム埼玉 | ● 生活協同組合パルシステム千葉 | ● 生活協同組合パルシステム東京 |
| ● 生活協同組合パルシステム神奈川 | ● 生活協同組合パルシステム山梨長野 | ● 生活協同組合パルシステム新潟ときめき |
| ● 生活協同組合パルシステム静岡 | | |

有機 JAS 認証



コア・フード：有機 JAS 認証を取得した農産物（転換期間中有機栽培を含む）で、パルシステムのトップブランド。有機 JAS 認証での使用可能資材を覗き化学合成農薬・化学肥料不使用。



エコ・チャレンジ：化学合成農薬、化学肥料を各都道府県で定められた慣行栽培基準の1/2以下に削減。原則としてパルシステムの「削減目標農薬」は不使用。青果は、除草剤、土壤くん蒸剤不使用。

そのほかの生協

- 生活協同組合コープさっぽろ

有機 JAS 認証、特別栽培、除草剤不使用、殺虫剤不使用

- 生活協同組合ユーコープ（おうち Co-op）

有機 JAS 認証



グリーン・プログラム：化学合成された農薬及び肥料の使用を低減する農林水産省の特別栽培農産物の生産基準と同等の考え方で栽培されている農産物

- トヨタ生活協同組合

有機栽培：種まき・植え付け前の2年以上、栽培中も化学合成農薬・肥料を使っていないもの

特別栽培：化学合成農薬は一般的の半分以下（成分、回数）。化学肥料の窒素成分量は一般的の半分以下に抑えたもの

- 生活協同組合こうべ

農薬や化学肥料、抗生素質にできるだけ頼らず開発した商品。産地と職員、組合員との交流も毎年行い、生産者と顔の見える「フレーブル」関係を築いている。土づくりにこだわり、農薬の使用を最小限にして栽培。

有機栽培：種まきまたは植え付け前の2年以上（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、化学的に合成された農薬と肥料を使わずに栽培
輸入農産物：輸入農産物は、安全性を確認するため、残留農薬のサンプリング検査を定期的に実施している

03

ネオニコ削減状況を表示している生協の実践に学ぼう ネオニコフリーへの取り組み

いくつかの生協では宅配カタログ上でネオニコチノイド系農薬を用いていないことを示す「ネオニコフリー」マークを導入していました。「ネオニコフリー」に取り組む生協のうち、「グリーンコープ生活協同組合連合会」と「生活協同組合あいコーポみやぎ」の方にインタビューを行ない、取り組みのきっかけやこれまでの歩み、課題などを伺いました。

インタビュー（1）

生産者との対話から進めたネオニコフリー

九州・中国・関西地方を中心に活動するグリーンコープでは、ネオニコチノイド系農薬とミツバチ大量死の関連が指摘され始めた2010年頃から、生産者・組合員を交えた学習会を重ねてきました。2016年頃には生産者とともに本格的な削減・排除の取り組みを開始し、2022年からは宅配カタログ上で「ネオニコ不使用」「ネオニコ削減中」の表示を導入。生産者との継続的な対話をもとに進められたネオニコフリーの実践について伺いました。



長谷川慎吾さん
グリーンコープ連合会 農産本部

——はじめに、長谷川さんの農産本部でのお仕事について教えてください。

私たちは、組合員のみなさんが手にする宅配カタログの誌面づくりを担当しています。農産本部では野菜・果物・お米といった農産品を主に扱い、生産者さんから提出される「作物栽培計画書」をもとに、栽培方法のマークや価格など、カタログに掲載する情報を生産者さんと調整しながら決めています。

——カタログでは農産物の栽培方法をどのように表示していますか。

グリーンコープでは、化学合成農薬や化学肥料の使用状況を「葉っぱの数」で示す独自の栽培マークを導入しています。また、有機JAS認証についても表示しています。

さらに、2022年から「ネオニコ不使用」「ネオニコ削減中」マークを導入しました。現在、葉物野菜のほとんどが「ネオニコ不使用」。根菜類ももともと農薬使用が少ないとから、「不使用」が多くなっています。「ネオニコ削減中」は、複数産地から供給される商品のうち、ネオニコ不使用の生産物が全体の50%以上を占める場合に表示しています。11月のある週のカタログでは、青果の約8割が「不使用」、4%ほどが「削減中」でした。

——ネオニコフリーを意識し始めたのはいつ頃ですか。

2009年頃のミツバチ大量死がきっかけです。当時からネオニコとの関連が疑われており、グリーンコープでは2010年から、生産者・組合員を対象にネオニコに関する学習会を始めました。その内容は組合員向けの機関紙でも共有しています。



▲カタログ「GREEN」での商品表示例



▲ネオニコ学習会の模様を伝える機関紙「共生の時代」第289号（2010年）

——とても早い段階から取り組まれていたのですね。

グリーンコープではもともと、できるだけ農薬を使わない農業に取り組んできましたし、環境ホルモンや発がん性が疑われる農薬についても代替を進めてきました。その中で、ネオニコについても徐々に減らしていこうという方針になりました。

とはいっても、すぐに使用ゼロにするのは難しく、「どうすれば使わずに栽培できるのか」「代替薬はあるのか」といった課題も多く、当初はなかなか前に進まなかったのが実情です。

——転機はありましたか。

生産者団体との継続的な話し合いが進む中で、2016年頃から葉物野菜を中心にネオニコフリーへの取り組みが具体化していきました。果菜類は難しい面があり、試験園での栽培や技術交流が必要でした。果実類は特に不使用栽培が難しいため、ミツバチへの影響が大きい時期には使用を避けるなど、作物ごとの方針を定めていきました。こうした積み重ねで葉物を中心に「不使用」が増えました。

——「ネオニコ不使用」マークの導入はいつですか。

2022年6月です。葉物の多くがすでにネオニコ不使用となっていましたが、組合員に取り組みを可視化するためにマークの導入を決めました。試験的な集計では、「不使用」の野菜のほうが選ばれやすい傾向が見られました。組合員の“安心できるものを選びたい”という思いを反映しているのだと思います。

——ネオニコフリーを実現するうえでの工夫や課題は？

私たちは生産者さんに対して他地域の事例などを紹介することはできますが、技術指導はできません。実際には、生産者さん自身が「ネオニコを使わない」と腹を括って下さったところが大きいです。天敵栽培（害虫の天敵昆虫を導入する栽培方法）を取り入れる生産者さんも多いですね。

ただし、天然由来の虫除けなどに明確な“決め手”があるわけではなく、気温上昇やアブラムシ被害などもあり、果菜類や果実類では完全なネオニコ排除が難しい状況が続いています。

——生産者とのコミュニケーションはどのように？

マーク導入前には、生産者一人ひとりに「今後ネオニコをどう扱うか」というそれぞれの意向を丁寧に伺いました。ネオニコを使わざるを得ない理由も聞いており、カメムシやアブラムシ対策の難しさが大きいです。

グリーンコープの栽培内容に関する表示例

● ネオニコチノイド系農薬の使用状況



ネオニコチノイド系農薬を使用せずに栽培しています。



ネオニコフリーの実現に向けて取り組んでいます。削減中のためネオニコチノイド系農薬が使用された商品が届く場合があります。

● 野菜・果物の栽培内容

マーク	3年以上不使用	3年以上不使用	3年未満不使用	慣行栽培の半分以下	慣行栽培より減らす努力の過程にあり、慣行栽培より少ないが半分以上使用	慣行栽培と同じ
化学肥料	3年以上不使用	有機質肥料のみでは補うことが困難なため、補助的に使用している場合	慣行栽培より減らす努力の過程にあり、慣行栽培より少ないが半分以上使用	慣行栽培と同じ		

● お米の栽培内容

栽培マーク	栽培内容	品名
有機栽培	有機栽培(3年以上、化学合成農薬・化学肥料を使わずに栽培)でJAS法による有機の認定を受けた米	赤んぼ 有機栽培 ○○○
無A農薬不使用	化学合成農薬不使用	赤んぼ ○○○ (農薬不使用)
減農薬最低減	種子消毒には化学合成農薬不使用で、収穫までの化学合成農薬成分数は4割以内	赤んぼ ○○○ (農薬最低減)
減農薬低減	種子消毒から収穫までの化学合成農薬成分数は10割以内	赤んぼ ○○○ (農薬低減)

出典：<https://www.greencoop.or.jp/goods/vegetables/>

果実類は特に厳しく、ミカンはカメリシ被害を強く受けます。基本的に「不使用」をめざす産地でも、どうしても必要な場合は事前に相談し、予防的ではなく“必要最小限”にとどめて使用する場合があります。生産者に過度な負担をかけないことも重視しています。

——組合員と生産者の交流はありますか。

ネオニコに限らず、日常的に産地交流を行なっています。農薬を使わないことの大変さを組合員が知る機会にもなっています。消費者側が求めるだけではなく、生産現場の苦労を理解しながら対話することが大切だと感じています。

——最後に、ネオニコフリーに取り組むうえで大切なことは？

グリーンコープでは「誰が・どこで・どのように作っているか」を圃場レベルまで把握しています。改めて考えると、その基盤があるからこそ、生産者への聞き取りも丁寧にでき、産直交流を通じた相互理解の上に、ネオニコフリーの取り組みを進めることができたのだと思います。

——本日は貴重なお話をありがとうございました。

びお子のオーガニックくえすと～出張版～

ネオニコチノイド系農薬の素朴な疑問を探るため、びお子さんが相棒のジョン・ロックと一緒にあちこちをめぐる「オーガニックくえすと」。アクト・ビヨンド・トラスト&チームびお子がnoteで連載しています。記念すべき第1回（2025年3月）は、脱ネオニコを進めるあいコープみやぎの鈴木さんにお話を伺いました。びお子さんとジョン・ロックによるインタビューを本冊子に再掲します。

【インタビュー（2）】

教えて！鈴木さん

——お米はネオニコなしでは作れないの？

安全な食べ物を求める母親や若者たちが1977年にはじめた仙台共同購入会は、2004年に「あいコープみやぎ」として生まれ変わりました。2010年の環境学習会でネオニコの問題を知り、2011年には組合員に対して稻作からのネオニコ排除を宣言します。翌年には取り引きのある宮城県内の全稻作産地でネオニコ不使用を実現。ネオニコ不使用のりんご栽培への挑戦など、組合員・生産者とともに歩んできました。



鈴木真奈美さん

生活協同組合あいコープみやぎ 組合員理事

写真：山口勝則



▲びお子

氷河期世代・非正規・都内住み。ひょんなことからお米の農薬表示に興味をもち、謎解きの旅に出る。



▲ジョン・ロック
カエルのぬい。びお子と同居し、旅にも同行する相棒。

なんで、そんなに農薬が必要なんですか？

びお子：鈴木さん、ちょっと教えてください！

さっきの映画（※1）でネオニコの体や環境への影響が心配だという話があったのですが、多くのお米や野菜にネオニコが使われているんですよね。それって、どうしてなのですか？

鈴木：ネオニコチノイド系農薬は、お米や野菜や果物を食べてしまう害虫を減らす「殺虫剤」なんです。農家さんも農薬のかかったものを消費者に食べさせたいわけではないけれど、毎年安定的に、見た目もきれいな農作物を作るために、予防的にネオニコを使っているという状況があるんですよ。

びお子：私が買った特別栽培米（※2）にもネオニコが使われていました。使わないとお米は作れないんですか？

鈴木：作れないわけではありませんが、カメムシという虫がつきやすくなってしまいます。お米にカメムシがつくと、米粒に小さな黒い点々がついてしまうんです。これを「斑点米（はんてんまい）」と言うのですが、食べても問題はないし、栄養も変わりません。でも、炊いたご飯に黒い点々があったら、消費者は「これって大丈夫？」と思ってしまいますよね。お米を売るときにも価格が下がるんです。

よく私たちは「農薬に汚染されたものを食べるのか、それともカメムシが汚した斑点米を食べるのか」と言うのですが、「白くてきれいなお米を食べたい」という消費者の要望に応えるために、農家さんはネオニコを使ってカメムシのいない田んぼでお米を作っているんです。

「ネオニコ不使用の米が食べたい」から始まった取り組み

びお子：でも、生協のあいコープでは、ネオニコを使わないお米を作っているんですよね。

鈴木：はい。あいコープの宮城県内にある産直産地では、2011年からネオニコ不使用でのお米作りを実現してきました。実は、お米はネオニコ不使用での栽培に比較的取り組みやすい作物だと言われているんですよ。

びお子：へえ、そうなんですね！ 私はいつもスーパーで買い物しているんですけど、近所で生協の宅配車をよく見かけます。そもそも生協って何ですか？

鈴木：生協は簡単に言うと、生産者と消費者である組合員、そして職員が、それぞれ対等な関係で作っている団体です。組合員が「こういうものが食べたい、使いたい」「こういう農薬は使ってほしくない」といった要望を生産者に伝え、それを生産者と話し合いながら実現しています。

びお子：ネオニコを使わないお米作りはどうやって始めたのですか？

鈴木：環境学習会でネオニコの怖さについて勉強した組合員が、「ネオニコが使われていない田んぼのお米を食べたい」という声をあげて、それが生産者を動かしたんです。生産者とも一緒に学習会をしたら、「これは自分の子どもに食べさせたくないなあ」と思ってくれた。そうやって同じ気持ちで取り組みがスタートできました。

ただ、最初は生産者も「虫にやられたらどうしよう」という不安があったと思うんですよ。もしお米が売れなくなったら生活できませんから。だから、ネオニコ不使

Column 斑点米とは？

斑点米とは、カメムシが汁を吸った部分が黒く「斑点」状に変色したお米のこと。原因となるカメムシは「吸汁性カメムシ類」「斑点米カメムシ類」などと呼ばれる昆虫で、カスミカメムシなどが代表的。イネの開花後、コメが結実した初期2週間程度の間に粉の先端に隙間が開いており、カメムシはそこから口を刺してコメの養分を吸う。その吸い跡が残った斑点米は「着色粒」という扱いになり、出荷全量に0.1%以上混ざっていると、検査規格で「二等米」に格下げされる。従って、そのような等級検査による買取価格下落を防ぐため、効き目の長いネオニコチノイド系農薬を出穂期に散布するのがコメ農家では一般的となった。

用で栽培してもらう代わりに、もし斑点米が出ても、「ちゃんと組合員が責任をもって買い支えます」と約束しました。そういう相互の取り組みで、ネオニコ不使用のお米ができたんです。

びお子：なるほど。ちゃんと生産者さんをみんなで支えることが大事なんですね。

信頼関係があるからこそその、「じゃあ、やってみようか」

鈴木：生協では活動を通じて、組合員が生産者のところに直接行ってお話をしたり、農作業を手伝ったりと、お互に顔を合わせる機会が多くあるんです。そうやって信頼関係を築いてきたから、組合員が「ネオニコを使ったものを食べたくない」と言ったときに、生産者も「じゃあ、やってみようか」という気持ちになってくれるのだと思います。

びお子：それで、ネオニコ不使用のお米作りはすぐに成功したんですか？

鈴木：最初のうちは、斑点米が増えたこともあります。組合員から斑点米についてクレームが来たときには、「これはネオニコ不使用で作っているから起るんです」と説明して、それでも嫌だという場合は、生協の負担で返品を受け付けました。でも逆に、「なるほど、そうなんだ」と納得して、そのお米のファンになったという組合員もいたんです。

最近では色彩選別機（色選）という変色した米をはじく機械の性能も上がったので、組合員のもとに斑点米が届くことはほとんどありません。はじかれた米はおせんべいなど、ほかの用途に使われています。あいコープでは、ネオニコ不使用のお米が、いまでは当たり前の存在になっているんです。

びお子：それは、うらやましいです。

りんご栽培にも挑戦したもの……

びお子：その後、ネオニコ不使用でのりんご栽培にもチャレンジしたんですよね？

鈴木：お米がうまくいったので、りんごでもやってみようという話になりました。ただ、果樹はネオニコ不使用で作るのが難しいと言われているんです。なので、最初は山形県の生産者グループ「天童果実同志会」の小さな実験圃場でスタートしました。2013年のことです。

山形の方言で「やってみっぺし」は、「やってみよう、挑戦してみよう」という意味で、挑戦の意気込みを込めて、ネオニコフリーのりんごを「やっぺしりんご」と名付きました。

びお子：「やっぺしりんご」も、お米のようにうまくいったのでしょうか。

鈴木：1年目、2年目と、最初のうちは順調だったんです。でも、実は最初だからうまくいったんだということが、あとからわかります。植物全体に取り込まれて長く残留するのがネオニコの特徴ですが、おそらく初めの数年間は、ネオニコの影響がまだ残っていたんだろうと思います。

5年目、6年目と時間がたつうちに、ネオニコの効果が切れたのか、虫の被害が多くなってきました。そして、取り組みから8年目にあたる2020年に、葉っぱを食い荒らす虫が大発生してしまったんです。

びお子：ええー、それは大変。

鈴木：組合員も実際に園地に行って確認したのですが、代々受け継がれてきたりんごの木がボロボロになって、枯れかけていました。生産者にとっては来年から生活ができるかどうかの大問題。緊急防除としてネオニコを使わせてほしいということになり、私たちも仕方がないと受け入れました。

苦渋の決断でしたが、生産者も最後まで「使っていいんだろうか」とすごく葛藤したそうです。その話を聞いたときには、取り組みは挫折したけれど「ネオニコをやめたい」という気持ちを通じているんだなと思いました。

びお子：なんだか切ないです……。その後は、どうなったのですか？

鈴木：実は、虫害はネオニコ不使用だけが原因ではないんです。りんごの産地では、いま温暖化の影響が深刻になってきています。暖冬で冬にはいなくなっていたはずの害虫が越冬するようになり、これまでの管理方法が通用しなくなっています。それもあってネオニコ不使用に戻すのはなかなか難しい状況です。

それでもなんとか続けようと、200名以上の組合員がオーナーとなって出資して、小さな園地でだけネオニコ不使用のりんごを栽培しています。組合員も手伝いながら、手をかけて丁寧に虫の防除を行なうことで昨年もりんごが収穫できました。

「どんな風に栽培されたのか」がわかる表示

びお子：ほかの農作物でも、ネオニコ不使用に取り組んでいるのですか？

鈴木：ネオニコ不使用にするのがまだ難しい農作物もありますが、可能な限りやろうというスタンスで取り組んでいます。あいコープでは、その農作物がどう栽培されたのかが組合員にわかるように、カタログに表示をつけています。有機JAS認証など以外にも、「0&0」、「トライ・アイズ」といったあいコープ独自の栽培区分もあるんですよ。

農薬を減らしたいという生産者はたくさんいますが、有機JASなどの認証をとるにはお金もかかる。家族経営などの小さな生産者団体にはハードルが高いんですね。

あいコープみやぎ独自の栽培区分



● 0&0（ゼロ・アンド・ゼロ）

化学合成農薬（有機JAS適合資材を除く）および化学肥料を使わずに栽培された農産物



● トライ・アイズ

化学合成農薬、化学肥料（窒素）を各都道府県で定められた慣行基準の1/2以下に削減し、
あいコープが定める「削減対象農薬」も不使用で栽培された農作物。ネオニコだけでなく、
それに類似する農薬も削減対象にしている。

あいコープ独自の栽培基準について詳しくはこちら：<https://www.mamma.coop/2022saibai.pdf>



▲収穫した「やっぺりんご」。あいコープみやぎのPB「あいシテル」のマークをつけたリンゴも。

そこで、農薬を使わない安全な農産物は付加価値をつけて組合員に届けようと、あいコープ独自の栽培基準を設けているんです。

被害者にも加害者にもならないってどういうこと？

びお子：表示があると選びやすいですね。あいコープでは、「被害者にも加害者にもならない暮らしを実現したい」という思いを大事にしていると聞きました。それはどういうことですか？

鈴木：農薬で考えたとき、「被害者になる」というのは、農薬が使われたものを食べて自分や家族の健康が害されることですよね。じゃあ、「加害者になる」のはどういうことかというと、私たちが農薬の使用を許すことで、環境汚染にながったり、あるいは農家さんが農薬で健康を害したりするかもしれないということ。

自分さえ被害者にならなければいいのではなく、自分がそれを望んだり許したりすることで、加害者になるかもしれないことを考えて行動することを大事にしています。

びお子：あいコープでは、自分たちが食べたいと思うものを、作る人を支えながら実現してきたんですね。私は今までスーパーに並んでいるものから「おいしそう」とか「安くてお得！」というだけで買い物していました。

鈴木：普段の買い物にも大事な意味があるんですよ。「買い物は投票」という言葉があるんですが、「安さ」や「おいしさ」だけでなく、「自分がいいと思うもの」を選ぶことも大事です。びお子さんがネオニコ不使用のものを選んで買うことは、その産地の応援につながりますし、ネオニコ不使用の田んぼや畑といった環境を守ることにもつながります。

一体、どれにネオニコが使われているの！？

びお子：でも、どれにネオニコが使われているのか、お店で見てもよくわからないんですよね。それって、すごく不親切な気がします。「ネオニコ不使用のものをもっと選びたい」と思ったときに、私にもできることはありますか？

鈴木：そうですね。もちろん生協に入るのも手段のひとつですが、たとえばいつも行くスーパーで「このお米はネオニコを使っていますか？」と聞いてみるのもいいかもしれませんよ。一人だけでは変わらないかもしれないけれど、そういう声が2人、3人と増えていけば、スーパーでも「最近、ネオニコの問い合わせが多いよね」となって、物事が動いていく可能性があります。

本当は、国や行政が誰でも安全なものを食べられるように、制度を整えたり、きちんと表示をしたりすべきだと思うのですが、EUではすでに使用が禁止されているネオニコさえ許可されているのが日本の状況です。だから、あいコープでは自分たちで「選べるようにしようよ」とやっているんです。

びお子：国が許可しているなら安全なのかな、と思っていたけれど、調べていくうちに「これって本当に大丈夫なの？」と心配になってきました。

鈴木：国や企業が「安全ですよ」と言っていたのに、あとになってから「実は問題がありました」と判明することが、これまでにもいろいろありました。だから、やっぱり問題が起きる前に消費者がちゃんと疑問をもち、調べてみることが大切だと思うんです。

その第一歩として、びお子さんのように関連する映画の上映会や学習会に参加してみるのもおすすめです。ぜひ、これからもどんどん学んでいってくださいね！

【チームびお子】企画：八木晴花
映像：山口勝則 文：中村未絵 絵：まるなが

(※1)

びお子が鑑賞した映画は『静かな汚染、ネオニコチノイド－浸透性農薬は（いのち）に何をもたらすのか？』(制作：アジア太平洋資料センター PARC)。アクト・ビヨンド・トラストも制作に協力しました。
予告編の視聴や購入はこちらから：

<https://parc-jp.org/product/neonic/>



(※2)

びお子の「オーガニックくえすと」は、ちょっと良いお米を買おうとするびお子が「特別栽培」と書かれた表示に出会うことから始まります。

第1回の記事はこちらから：

https://note.com/organic_quest/n/n7b4370ab7c16

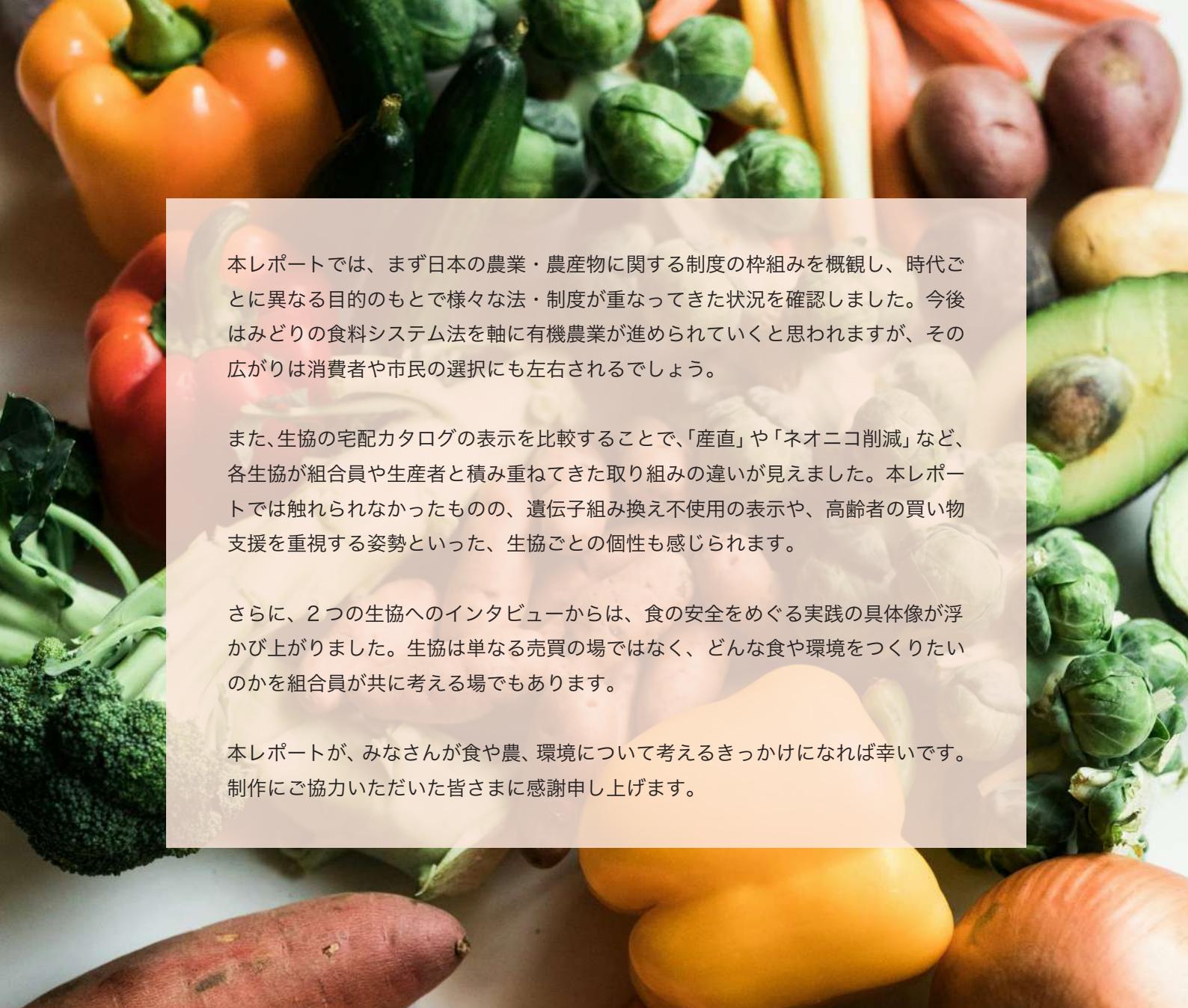


鈴木さんへのインタビューは動画でもることができます。

映像と併せて本記事をウェブでもご覧になりたい方はこちら：

https://note.com/organic_quest/n/n9b63f0c4a08f





本レポートでは、まず日本の農業・農産物に関する制度の枠組みを概観し、時代ごとに異なる目的のもとで様々な法・制度が重なってきた状況を確認しました。今後はみどりの食料システム法を軸に有機農業が進められていくと思われますが、その広がりは消費者や市民の選択にも左右されるでしょう。

また、生協の宅配カタログの表示を比較することで、「産直」や「ネオニコ削減」など、各生協が組合員や生産者と積み重ねてきた取り組みの違いが見えました。本レポートでは触れられなかったものの、遺伝子組み換え不使用の表示や、高齢者の買い物支援を重視する姿勢といった、生協ごとの個性も感じられます。

さらに、2つの生協へのインタビューからは、食の安全をめぐる実践の具体像が浮かび上りました。生協は単なる売買の場ではなく、どんな食や環境をつくりたいのかを組合員が共に考える場でもあります。

本レポートが、みなさんが食や農、環境について考えるきっかけになれば幸いです。制作にご協力いただいた皆さんに感謝申し上げます。

《さらに深く学びたい方への参考資料案内》

◆農薬登録制度について

- ・『日本の農薬登録制度：その仕組みと背景、問題点』ネオニコチノイド研究会 (<https://www.actbeyondtrust.org/neonico-ref-sys/3300/>)
- ・「法制度・生産量・製品名」アクト・ビヨンド・トラストのウェブサイト (<https://www.actbeyondtrust.org/neonico-ref-sys/>)

◆ネオニコチノイド系農薬について

- ・書籍『ネオニコチノイド 静かな化学物質汚染』平久美子, 岩波書店 (<https://www.iwanami.co.jp/book/b654984.html>)
- ・DVD『静かな汚染、ネオニコチノイド－浸透性農薬は〈いのち〉に何をもたらすのか？』特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター (<https://parc-jp.org/product/neonic/>)
- ・動画「浸透性農薬〈ネオニコチノイド〉はヒトにとって安全か？」アクト・ビヨンド・トラストの YouTube チャンネル (https://youtu.be/pYW5ukb3X2w?si=BUW7vX_fClEuFKTY)
- ・動画「みんなで選ぼう ネオニコフリー！」生協ネットワーク 21 の YouTube チャンネル (https://youtu.be/_JeBKkQ3pn0?si=Zn-YXMNHN3MQDYi9)



発行日：2026年1月8日

制作：公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト

<https://www.actbeyondtrust.org/>